多様な宿泊施設整備支援事業補助金実施要領

（通則）

第１条　多様な宿泊施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和４６年規則第２０号。以下「交付規則」という。）および交流文化部観光誘客課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領で定めるところによる。

（目的）

第２条　この事業は、北陸新幹線開業や中部縦貫自動車道全線開通により多様化する観光客のニーズに対応するため、観光資源を活かしたコンセプトルーム等、来県の目的となる多様かつ魅力的な宿泊施設の整備を支援することにより、観光客の受入れ環境を整備することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、別表１に定めるものとする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

(1) 宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体

(2) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体

(3) 規約、会則等が整備されていない団体

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、別表２に定めるものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な別表３に定める経費とする。

（補助率および補助限度額）

第６条　補助率および補助限度額は、別表４に定める額とする。ただし、補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（財産の処分の制限）

第７条　補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定められている耐用年数の期間を経過している場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第８条　知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（１）　補助金の交付の条件に違反したとき。

（２）　虚偽その他不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（３）　交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

（４）　補助事業により取得し、または効用の増加した財産を処分したとき。

（補助対象事業の経理）
第９条　補助対象者は、補助対象事業の経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（事前着手）
第１０条　やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、交付決定前着手届（別紙１０）を知事に提出しなければならない。

（その他）
第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和５年４月　１日から適用する。

別表１
　補助対象事業者

項目	補助対象
多様な宿泊施設	市町
旅の目的となる上質な宿泊施設	旅館業法第３条第１項に規定する許可を得て、県内で宿泊事業を行う民間事業者、または今後許可を得て、新たに宿泊事業を始めようとする民間事業者

別表２
　補助対象事業

項目	補助対象事業
多様な宿泊施設	宿泊施設事業者の施設改修等事業（以下「改修事業」という。）に対する市町の補助事業とする。ただし、改修事業は以下のすべての要件を満たすものとする。 （１）旅館業法第３条第１項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営する事業者、または今後許可を得て施設を運営予定の事業者による事業であること（※民泊は含まない） （２）(公社)福井県観光連盟から助言等の支援を受けた事業であること （３）サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本県の観光資源を活用したコンセプトルーム等、来県の目的となるような宿泊施設の整備事業であること （４）老朽化した施設の部分的・応急的な修繕のみの事業でないこと （５）誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取組みを含めたトータルなリニューアル事業であること （６）以下の①～④のすべてについて対応可能である、または今後対応予定であること ①キャッシュレス決済（クレジットカード、QR コード決済等） ②Wi-Fi 環境 ③外国語によるサービス内容の説明 （外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等） ④インターネットを通じた予約受付 （７）改修成果について、ホームページや SNS 等にて写真を掲載した上で発信すること （８）改修等実施完了日の属する月の年度から３年間、別途、県が指定する期限までに客室稼働率実績報告書（別紙８－１）を提出すること
旅の目的となる上質な宿泊施設	以下のすべての要件を満たす事業者の整備、改修等 （１）県が選定した専門家からの意見を反映させて事業を実施すること （２）上質な宿での滞在を求める観光客に選ばれる宿泊施設を整備する事業計画であること ・事業後は全ての客室が平均客室単価２万円以上となること ・特別室やコンセプトルーム等特別感が出る客室を設置すること

	（３）事業計画の策定にあたっては、金融機関等に確認を取ること （４）総事業費が 20,000 千円を超える事業であること （５）改修については施設全体を改修対象とする事業であること （６）改修を実施する事業者においては、本事業で支援する改修により平均客室単価の向上が図られること （７）観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の“高付加価値経営旅館等”もしくは“準高付加価値化経営旅館等”への登録申請をしていること （８）以下の①～④のすべてについて対応可能である、または今後対応予定であること ①キャッシュレス決済（クレジットカード、QR コード決済等） ②Wi-Fi 環境 ③外国語によるサービス内容の説明 （外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等） ④インターネットを通じた予約受付 （９）整備事業完了日の属する月の年度から３年間、利用状況等を報告（※）すること ※別途、県が指定する期限までに客室稼働率実績報告書（別紙８－２）を提出してください。 また、（７）の登録制度において観光庁へ提出する経営状況報告書を県へも提出ください。

別表３

（１）多様な宿泊施設

補助対象経費

科目	補　助　対　象　経　費
補助金	事業実施に必要となる補助金

（２）旅の目的となる上質な宿泊施設

補助対象経費

科目	補　助　対　象　経　費
工事請負費	施設改修にかかる工事費
委託料	測量設計・監理等の業務委託料
固定資産購入費	既存施設、設備等の購入費
備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入費
報償費	コンサルタント等への報酬
知事が特に必要があると認めるもの	

備考

１　改修事業は、改修等事業費として、県や日本政策金融公庫等からの融資を利用できることとする。ただし、県の他の補助事業の対象となる事業については補助対象外とする。国の補助金、助成金を活用する場合、当該補助額を補助対象経費から差し引くこととする。

２　備品購入費は、原則として観光客の利用に供するもののみを補助対象とする。

３　改修事業にかかる経費のうち、消費税、地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

別表４

補助率、補助限度額

項目	補助率	補助限度額	備考
多様な宿泊施設	補助対象経費の １／２以内	５００万円	改修事業の補助対象基本額の３分の１が５００万円を下回る場合はその額を限度額とする。
旅の目的となる 上質な宿泊施設	補助対象経費の １／２以内	６，０００万円	

備考

１　算出した補助金の額に１千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。